

小山工業高等専門学校教員表彰規則

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員で教育，研究，学生指導，地域連携及び国際交流等に関して，特に顕著な功績を挙げた者を表彰するため定めるものである。

(表彰対象者)

第 2 条 表彰対象者は，全教員とする。ただし，第 4 条に規定する表彰選考委員会委員は除くものとする。

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 表彰候補者の推薦は，主事，専攻科長及び事務部長が別紙様式 1 により校長に推薦するものとする。

(表彰選考委員会)

第 4 条 表彰選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織し，校長を委員長とする。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事，国際主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長

(被表彰者の選考)

第 5 条 被表彰者の選考は，表彰選考委員会の議を経て，校長がこれを決定する。

(表彰の条件)

第 6 条 表彰は，各年度原則 5 名以内とする。

2 本規則により受賞歴のある教員にあっては，受賞次年度から 2 年間は表彰の対象から除くものとする。

(表彰)

第 7 条 表彰は，校長が別紙様式 2 による表彰状を授与することにより行う。

(事務)

第 8 条 表彰に関する事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか，表彰の実施に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校教職員表彰規則（平成 16 年 9 月 15 日制定）は，廃止する。

附 則

この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。

別紙様式 1

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

役 職 名
推薦者氏名

小山工業高等専門学校「教員被表彰者」の推薦について

このことについて、下記の者を小山工業高等専門学校教員被表彰者として推薦します。

記

氏 名				
所 属		職 名		
規則第 1 条 の該当項目	1 教育 5 国際交流	2 研究 6 その他	3 学生指導	4 地域連携
推 薦 理 由				

別紙様式 2

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは本校の教員として に関して特に顕著な功績を挙げました
よってここに表彰します

年 月 日

小山工業高等専門学校長 ○ ○ ○ ○ 印